

平成25年(ハ)第311号 慰謝料請求事件  
原告 伊賀上剛史  
被告 JAPAN MENSA

## 文書提出命令申立書

平成25年6月20日

川越簡易裁判所民事係 御中

原告 伊賀上剛史

頭書事件について、原告は次の通り、文書の提出命令の申立をする。

### 1. 文書の表示、及び文書の趣旨

(1) JAPAN MENSA 公式サイト非公開エリア内に設置されている電子掲示板の内、訴状の第二-②-1 に於いて言及されているもの、即ち、運営関連掲示板に立てられたスレッドの内、「メンサの今後について」「皆さんに、考えて頂きたい」のタイトルを持つものの全文。

(2) 訴状の第三-②-1、及び2 に於いて言及されている、メンサ日本語コミュに設置されていた、3つある全ての電子掲示板の全文。

(3) 原告に対し、訴状の第二-②-1 で言及している制裁に至る、JAPAN MENSA 運営委員会による議事録。

(4) 原告に対し、訴状の第二-③-5 で言及している措置に至る、JAPAN MENSA 運営委員会による議事録。

### 2. 文書の所持者

(1) JAPAN MENSA

(2) JAPAN MENSA

(3) JAPAN MENSA

(4) JAPAN MENSA

### 3. 証明すべき事実

(1) 訴状の内、第二-②-1 の事実

(2) 訴状の内、第三-②-1、及び2 の事実

(3) 原告に対する制裁に至る過程

(4) 原告に対する処分に至る過程

#### 4. 文書の提出義務の原因

- (1) 民事訴訟法 220 条第 2 号、第 4 号
- (2) 民事訴訟法 220 条第 4 号
- (3) 民事訴訟法 220 条第 4 号
- (4) 民事訴訟法 220 条第 4 号

以上